

新監査公表 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により，新潟市長から住民監査請求（新潟市職員措置請求）の監査結果（平成28年7月26日付 新監査第268号）に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので，下記のとおり公表します。

平成28年9月8日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	水澤	仁
同	小泉	仲之

記

住民監査請求に係る監査委員の勧告に関し，前新潟市技監に対し平成28年8月5日付けで返還を要する金額について請求を行い，以下のとおり納付を受けました。

返還金額	返還期日
14,830円	平成28年8月8日 返還済